（例３）
入　　札　　日：５月17日
契　　約　　日：５月18日
工 期 開 始 日：５月19日
工 期 終 了 日：１月30日
補　正　月　日：11月１日以降
工　　期：契約の翌日から 189日間（5月19日～11月23日）
通常工期（10日刻み調整）：196日間（5月19日～11月30日）
全体工期（余裕ある期間等含む）：257日間（5月19日～１月30日）
補正対象期間：30日間（11月１日～11月30日）
地　　域：旭川市
算　　定：冬　期　率＝ $\dfrac{\text{冬期補正対象期間}}{\text{通 常 工 期}} = \dfrac{30}{196} \fallingdotseq 0.15$

∴補正率（%）＝1.8（旭川市の補正係数（１級地））×0.15＝0.27%

３　冬期屋外工事の労務歩掛補正

冬期屋外工事における作業中の採暖時間、降雨待ち時間の増加及び就業時間の減少による実作業時間の短縮等に対する歩掛を補正する場合は下記による。

１）冬期屋外工事の歩掛補正は、10月１日以降に（工期が）始まり、工期が当該年度の３月31日までの期間にあって、かつ、11月１日から３月31日までの期間が全工期日数の２分の１を超える屋外工事について補正の対象とする。

ただし、下記工種等については適用しない。

(1) 主体工事がトンネル坑内作業のもの、工場製作、その他屋内作業と認められる工事
(2) 除雪、排雪、コンクリート防寒養生（ただし、コンクリート雪寒仮囲い設置・撤去作業には適用する）、その他屋外工事であっても歩掛が冬期条件下で施工することが前提となっている工事
(3) 交通誘導警備員

２）歩掛補正は、屋外労務作業に従事する作業員を対象に行うものとし、冬期の特殊現場条件に対し必要となるコンクリートの保温養生費、除排雪費等は、本補正とは別途に必要額を積算する。

なお、機械作業についても、運転手の労務費についてのみ補正するものとし、運転手の補正を考慮して作業効率（Ｅ）の調整は行わず、純粋な現場条件のみから（Ｅ）の決定をする。

３）歩掛の補正は、工事の期間別に次表の割増を標準として行う。

表２　工事期間別冬期補正率表

工期始＼工期末	冬期補正率				
	11　月	12　月	1　月	2　月	3　月
10　月	0	2	3	3	3
11　月	0	3	3	4	3
12　月		4	5	4	4
1　月			5	5	4
2　月				4	3
3　月					2

例：工期が12月から２月までの場合の補正率は４％とする。

４）歩掛の補正は、労務費に対して補正するものとし、次式により冬期補正労務費を積算し、直接工事費及び間接工事費に加算するものとする。

冬期補正労務費＝直接工事費及び間接工事費（積上げ部分）中の補正該当工種労務費×冬期補正率

５）設計変更（拡大設計変更を含む）等により工期に伸縮を生ずる場合の補正率は、当初設計の補正率によるものとする。

ただし、当初設計の補正率によることが著しく不適当と考えられるものについては、本庁担当課と協議のう